

1.埋め立てた廃棄物の種類及び数量

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号イに規定する項目

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
不燃ごみ (t)	875											
側溝汚泥 (t)	134											

2.擁壁点検

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号ロに規定する項目

点検年月日	4/30			
点検結果	異常なし			
措置を講じた日	—			
措置の内容	—			

3.遮水工点検

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号ハに規定する項目

点検年月日	4/30			
点検結果	異常なし			
措置を講じた日	—			
措置の内容	—			

4.水質悪化に対する措置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号ホに規定する項目

措置を講じた日	
措置の内容	

5.調整池点検

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号ヘに規定する項目

点検年月日	4/30			
点検結果	異常なし			
措置を講じた日	—			
措置の内容	—			

6.浸出液処理設備点検

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号トに規定する項目

点検年月日	4/30										
点検結果	異常なし										
措置を講じた日	—										
措置の内容	—										

7.残余の埋立容量

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号リに規定する項目

測定年月日	単位	4/1
残余埋立容量	m ³	413万

9.周縁地下水の水質

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号ニに規定する項目

月1回測定している項目

井戸A

試料採取日	4/15													
結果の得られた日	4/30													
水素イオン濃度 (水素指数)	6.5													
塩化物イオン濃度 (mg/L)	24													
電気伝導率 (mS/cm)	0.42													

井戸B

試料採取日	4/15													
結果の得られた日	4/30													
水素イオン濃度 (水素指数)	6.4													
塩化物イオン濃度 (mg/L)	16													
電気伝導率 (mS/cm)	0.18													

年1回測定している項目

試料採取日	結果の得られた日	項目	井戸A	井戸B	地下水環境基準
		アルキル水銀化合物 (mg/L)			検出されないこと
		総水銀 (mg/L)			0.0005以下
		カドミウム及びその化合物 (mg/L)			0.003以下
		鉛又はその化合物 (mg/L)			0.01以下
		六価クロム化合物 (mg/L)			0.02以下
		砒素及びその化合物 (mg/L)			0.01以下
		全シアン (mg/L)			検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル (mg/L)			検出されないこと
		トリクロロエチレン (mg/L)			0.01以下
		テトラクロロエチレン (mg/L)			0.01以下
		ジクロロメタン (mg/L)			0.02以下
		四塩化炭素 (mg/L)			0.002以下
		一・二-ジクロロエタン (mg/L)			0.004以下
		一・一-ジクロロエチレン (mg/L)			0.01以下
		一・二-ジクロロエチレン (mg/L)			0.04以下
		一・一・一-トリクロロエタン (mg/L)			1以下
		一・一・二-トリクロロエタン (mg/L)			0.006以下
		一・三-ジクロロプロペン (mg/L)			0.002以下
		チウラム (mg/L)			0.006以下
		シマジン (mg/L)			0.003以下
		チオベンカルブ (mg/L)			0.02以下
		ベンゼン (mg/L)			0.01以下
		セレン及びその化合物 (mg/L)			0.01以下
		一・四-ジオキサン (mg/L)			0.05以下
		クロロエチレン(塩化ビニルモノマー) (mg/L)			0.002以下
		ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)			1以下